

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月11日
【会社名】	宇部興産株式会社
【英訳名】	Ube Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 謙
【本店の所在の場所】	山口県宇部市大字小串1978番地の96
【電話番号】	宇部(0836)31-1117番
【事務連絡者氏名】	経営管理室経理部宇部経理グループリーダー 伊藤 克浩
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	東京(03)5419-6121番
【事務連絡者氏名】	経営管理室経理部主計グループリーダー 中野 寿一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、平成29年8月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である宇部興産海運株式会社（以下、「宇部興産海運」といいます）を当社の完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本株式交換の相手方に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	宇部興産海運株式会社
本店の所在地	山口県宇部市港町一丁目5番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 藏内 隆文
資本金の額	665百万円（平成29年3月31日現在）
純資産の額	7,803百万円（平成29年3月31日現在）
総資産の額	11,763百万円（平成29年3月31日現在）
事業の内容	内航海運、港湾運送、コンテナ、商社、エンジニアリング、建設、産業廃棄物収集運搬等に関する事業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高（百万円）	21,529	21,257	20,641
営業利益（百万円）	1,070	1,071	1,006
経常利益（百万円）	1,133	1,087	1,009
当期純利益（百万円）	689	709	775

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成29年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
宇部興産株式会社	83.0
新日本近海汽船株式会社	8.4
その他	8.6

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、宇部興産海運の発行済株式数（13,012,286株）の83.0%に相当する10,802,712株を保有しております。
人的関係	当社の従業員1名が宇部興産海運の取締役、また従業員1名が宇部興産海運の監査役に就任しております。
取引関係	当社は海上物流及び港湾荷役業務等を宇部興産海運に委託しております。また、宇部興産海運は当社より燃料等を仕入れております。

2. 本株式交換の目的

当社は、事業環境の変化に機動的かつ柔軟に対応し、グループ内の経営資源を活用した事業の持続的成長と企業価値の向上を図ることを目的として、宇部興産海運を完全子会社化することといたしました。

宇部興産海運は、当社の中核事業基盤であるセメント事業の物流部門を担う内航海運・港湾運送業に加え、外航船チャーター・商社・エンジニアリング・コンテナ事業など海外にも積極的に事業展開しています。

宇部興産海運を完全子会社化することで、事業戦略と経営資源を一元化し、意思決定のスピードアップを図り、グループの企業価値をさらに向上させてまいります。

3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容及びその他の本株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、宇部興産海運を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、株式交換完全親会社である当社においては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当するため、株主総会による株式交換契約の承認を得ずに行います。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

会社名	宇部興産 (株式交換完全親会社)	宇部興産海運 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	2.4
株式交換により交付する株式数	5,302,977株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

宇部興産海運の株式1株に対して、当社普通株式2.4株を割当て交付します。ただし、当社が保有する宇部興産海運株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により当社普通株式5,302,977株（予定）を割当て交付いたします。割当て交付する当社普通株式は自己株式をもって充当する予定であり、新株式の発行を行わない予定です。

なお、宇部興産海運は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本件株式交換の効力発生直前時において所有する自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求権に応じて宇部興産海運が取得する自己株式を含みます）の全部を消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、宇部興産海運による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、宇部興産の単元未満株式（1,000株未満）を保有することとなる宇部興産海運の株主の皆様につきましては、宇部興産の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、取引所において、単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度（1,000株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、宇部興産の単元未満株式を保有する株主の皆様が、宇部興産に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度（1,000株への買増し）

会社法第194条第1項及び宇部興産の定款の規定に基づき、宇部興産の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（1,000株）となる株の普通株式を宇部興産から買い増すことを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、宇部興産の普通株式1株に満たない端数の割当て交付を受けることとなる宇部興産海運の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の宇部興産の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主様に交付いたします。

(3) 本株式交換に伴う当社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換により、当社の完全子会社となる宇部興産海運は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はございません。

(4) 本株式交換契約の内容

当社が宇部興産海運との間で、平成29年5月11日に締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

宇部興産株式会社(以下「甲」という。)と宇部興産海運株式会社(以下「乙」という。)とは、平成29年5月11日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約に定めるところに従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式(甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得

する。

第2条 (当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- | | | |
|---|-----|---------------------|
| 甲 | 商号： | 宇部興産株式会社 |
| | 住所： | 山口県宇部市大字小串1978番地の96 |
| 乙 | 商号： | 宇部興産海運株式会社 |
| | 住所： | 山口県宇部市港町一丁目5番5号 |

第3条 (本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主(ただし、第7条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主であって、かつ、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に2.4を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2.4株の割合をもって割り当てる。
3. 甲は、前二項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第5条 (効力発生日)

1. 本株式交換が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成29年8月1日とする。ただし、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 前項ただし書により効力発生日を変更する場合には、乙は、会社法第790条の規定に従い、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日より前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第6条 (株式交換契約承認株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求めるものとする。
2. 乙は、平成29年6月27日開催予定の定時株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。ただし、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条 (自己株式の消却)

乙は、基準時において乙が有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。)の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

第8条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為(本契約に別途定めるものを除く。)については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条 (剰余金の配当)

1. 甲は、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株につき6円を限度として剰余金の配当を行うことができる(なお、本規定により甲による自己株式の取得が妨げられるも

のではない。)。

2. 乙は、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株につき5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条 (本契約の変更)

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、以下のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項ただし書きに定める甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに本契約について乙の株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (3) 甲又は乙において、本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な国内外の法令に定める関係官庁等の承認等(関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。)が得られず、又は必要な手続が完了しなかった場合
- (4) 前条に基づき本契約が解除された場合
- (5) 本株式交換をやめることの請求を認める裁判が確定した場合

第12条 (準拠法)

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月11日

甲 山口県宇部市大字小串1978番地の96
宇部興産株式会社
代表取締役社長 山本 謙

乙 山口県宇部市港町一丁目5番5号
宇部興産海運株式会社
代表取締役社長 藏内 隆文

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

株式交換比率について、上場会社である当社の株式価値については市場株価法により、非上場会社である宇部興産海運の株式価値については、独立した第三者機関が算定した類似会社比較法及びディスカウント・キャッシュフロー法の算定結果も参考にし、当社及び宇部興産海運間で慎重に協議の上決定いたしました。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	宇部興産株式会社
本店の所在地	山口県宇部市大字小串1978番地の96
代表者の氏名	代表取締役社長 山本 謙
資本金の額	58,435百万円
純資産の額(単体)	現時点では確定していません。
純資産の額(連結)	現時点では確定していません。
総資産の額(単体)	現時点では確定していません。
総資産の額(連結)	現時点では確定していません。
事業の内容	化学、医薬、建設資材、機械、エネルギー・環境等に関する事業

以上